転入者・転出者の
皆　さ　ま　へ
（沖縄県議会議員一般選挙について）

転入者の方

平成２８年３月２日以降に、南風原町に転入届出をされた皆様におかれましては、
『沖縄県議会議員一般選挙』は
公職選挙法により居住期間が足りないため
前住所地での投票となります。

※『沖縄県議会議員一般選挙』の選挙権につきましては、裏面をご確認下さい。
※不在者投票制度もありますので、詳しくは**前住所地の選挙管理委員会**までお問い合わせください。

県外転出者の方

今回、南風原町より転出される皆様におきましては、
転出届けをすることにより、**県外へ転出されたその日から、**
『沖縄県議会議員一般選挙』の**投票ができなくなります。**

※なお、平成２８年５月２１日付で入場券を送付予定ですので、届きましたら処分をされてください。

県内転出者の方

今回、南風原町より転出される皆様におきまして、
南風原町の選挙人名簿に登録されている方は、
『沖縄県議会議員一般選挙』は南風原町での投票となります。

※選挙人名簿登録につきましては、裏面の《 **転出者** 》をご覧ください。

期日前投票

選挙当日（平成２８年６月５日）に用事などで投票ができない方は、期日前投票をご利用下さい。

期　間 ： 平成２８年５月２７日（金）～６月４日（土）
場　所 ： 南風原町役場３階　庁議室
時　間 ： 午前８時３０分～午後８時まで

お気軽にご利用下さい。

不在者投票

旅行先や現住所地（県内転出）等、南風原町以外での投票が可能です。投票用紙の請求は事前に行えます。詳しくは南風原町選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

期　間 ： 平成２８年５月２７日（金）～６月４日（土）

注：県外や離島での投票を希望される方は、お早めにお問い合わせ下さい。

＜ 平成２８年６月５日執行　沖縄県議会議員一般選挙の投票について ＞

【 転入者 】

① **県内**他市町村から、平成 28 年 3 月 2 日以降に南風原町へ転入

今回の**沖縄県議会議員一般選挙**は、公職選挙法の規定により南風原町では居住期間（注１）が足りませんので**投票できません**。

ただし、前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票ができます（注２）。その場合には、**南風原町の居住証明書（住民票の写し等）**が必要です。選挙に使用する旨を申し出れば、無料で交付します。

※　選挙人名簿に登録されているかどうかの確認は、前住所地の市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

① **県外**他市町村から、平成 28 年 3 月 2 日以降に南風原町へ転入

今回の**沖縄県議会議員一般選挙**は、南風原町では居住期間（注１）が足りませんので**投票できません**。

《 転出者 》

県内他市町村へ、転出　　（ ※ **県外へ**転出した場合は**投票できません**。 ）

3 月 2 日以降に**転出先の市町村**で転入届をされた方は、そこでの居住期間（注１）が足りないため**投票できません**。ただし、**南風原町の選挙人名簿に登録されている方**は、南風原町で投票ができます。その際、新住所地の**居住証明書（住民票の写し等）**が必要です（注２）。

※投票できる方につきましては、**投票入場券**を送付いたします。

転出者のうち南風原町で**投票できる方**

転　出　日	条　件
① 平成28年１月26日～2月２８日	平成２７年９月１日までに南風原町に**転入届出**をした方
② 平成２８年３月１日～5月３１日	平成 27 年 12 月 1 日までに南風原町に**転入届出**をした方
③ 平成28年6月1日以後	平成２８年３月１日までに南風原町に**転入届出**をした方

※　注１：**今回の沖縄県議会議員一般選挙**の選挙人名簿への登録基準日は、**平成２８年５月２６日（沖縄県議会議員選挙告示日の前日）となっており**、南風原町の選挙人名簿に登録されるためには南風原町に**３ヶ月以上居住していること**が要件となるので、**平成28年３月１日**までに住民票の登録が必要となります。

注２：沖縄県内の他市町村へ転出された方で投票できるのは、**１回の転出**に限られており、**３月１日以降**に選挙人名簿登録地から**２回以上**他市町村へ転出した場合は**投票できなくなる**ので注意してください。（ただし、3 月 5 日までに選挙人名簿登録地に再転入した場合は投票できます。）

【お問い合わせ】
〒 901-1195
南風原町字兼城６８６　南風原町役場３階
南風原町選挙管理委員会事務局
ＴＥＬ　098-889-4253　ＦＡＸ　098-889-7657